

別表第1（第7条関係）【許可の基準】

1. 共通事項

	第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域	第5種規制地域
共通基準	<p>地色に黒色又は原色（赤、青及び黄の色をいう。以下同じ。）を使用することにより、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。</p>				
	<p>蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用すること等により、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。</p>				
1敷地当たりの屋外広告物等の総表示面積	15㎡（流山市景観計画に規定する新川耕地区域における新川の連なる緑の景観創出ゾーンにあっては30㎡）以下とすること。	30㎡以下とすること。	-	-	-
表示面積の2分の1以上の部分の彩度（日本工業規格Z8721に定める彩度をいう。）	6以下とすること。	10以下とすること。	8以下とすること。	6以下とすること。	10以下とすること。
電光掲示板、液晶等による広告物の表示面積	設置しないこと。	1㎡以下とし、高さは1.5m以下とすること。			
広告物を照らす照明	光源色に白色系を用い、点滅させないこと。	-	光源色に白色系を用い、点滅させないこと。	-	-

2. 個別基準

		第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域	第5種規制地域	
広告板等 建築物の種類 建築物に表示し、又は設置する屋外広告物等	壁面に表示し、又は設置するもの	下記のいずれかの屋外広告物等であること。 1) 条例第13条第1項第9号アに掲げる屋外広告物等 2) 条例第13条第1項第9号ウに掲げる屋外広告物等	下記のいずれかの屋外広告物等であること。 1) 条例第13条第1項第9号アに掲げる屋外広告物等 2) 条例第13条第1項第9号ウに掲げる屋外広告物等 3) 道標及び案内図板 4) 公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する屋外広告物等	下記のいずれかの屋外広告物等であること。 1) 条例第13条第1項第9号アに掲げる屋外広告物等 2) 条例第13条第1項第9号ウに掲げる屋外広告物等			
		総表示面積 1 壁面につきその壁面面積（開口部を除く。）の10分の1以下で、かつ5㎡（流山市景観計画に規定する新川耕地区域における新川の連なる緑の景観創出ゾーンあっては10㎡）以下とすること。 【特定屋内広告物を開口部等の面に対して垂直に投影した時の面積（以下「投影面積」という。）は、総表示面積に加算すること。】	1 壁面につきその壁面面積（開口部を含む。）の5分の1以下で、かつ5㎡（軒の高さが7mを超える建築物にあっては、10㎡）以下とすること。	1 壁面につきその壁面面積（開口部を除く。）の10分の1以下とすること。 【特定屋内広告物の投影面積は、総表示面積に加算すること。】		1 壁面につきその壁面面積（開口部を含む。）の5分の1以下とすること。	
		開口部への設置 窓その他の開口部には設置しないこと。	窓その他の開口部の5分の1以下とすること。	窓その他の開口部には設置しないこと。		窓その他の開口部の5分の1以下とすること。	
		突出幅 壁面から突き出さないこと。					
		1面当たりの表示面積 3㎡以下とすること。					
		地盤面からの上端の高さ 軒の高さ以下で、かつ7m以下とすること。	軒の高さ以下とすること。	軒の高さ以下で、かつ10m以下とすること。ただし、下端の高さは2.5m以上とすること。	軒の高さ以下で、かつ7m以下とすること。ただし、下端の高さは2.5m以上とすること。	軒の高さ以下とすること。	
		突出幅 壁面から1m以下とし、かつ、道路等にはみださないこと。					
		表示個数 建築物1棟につき1個までとすること。	建築物1棟につき1個までとする。ただし、道路に2面以上接している場合は、それぞれの面に対し1個までとすること。				

「広告板等」の「建築物の種類」の「壁面に表示し、又は設置するもの」欄中、総表示面積規定の後半部分【 】に規定される特定屋内広告物の面積算入の規定は、平成32年4月1日より施行します。

			第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域	第5種規制地域
広告板等	建築物に表示し、又は設置する屋外広告物等	屋上に表示し、又は設置するもの	1面当たりの表示面積	設置しないこと。	屋外広告物等の向いている面と平行な建築物の壁面の見附面積の5分の1以下で、かつ、5㎡以下とすること。 軒の高さの3分の4以下とすること。 壁面から突き出さないこと。	設置しないこと。	屋外広告物等の向いている面と平行な建築物の壁面の見附面積の5分の1以下とすること。 軒の高さの3分の5（軒の高さの3分の5の高さが地上から10mに満たない場合にあっては、地上から10m）以下とすること。 壁面から突き出さないこと。
			地盤面からの上端の高さ				
			突出幅				
		1面当たりの表示面積	3㎡以下とすること。ただし、多面体又は円柱等の場合は、1個当たりの総表示面積は6㎡以下とすること。	3㎡以下とすること。	-	-	30㎡以下とすること。
	総表示面積	-	-	15㎡以下とすること。ただし、1㎡以下の駐車場等への誘導表示はこの限りでない。	10㎡以下とすること。ただし、1㎡以下の駐車場等への誘導表示はこの限りでない。	-	
	上端の高さ	建築物の高さ以下、かつ7m（建築物が無い場合は7m）以下とすること。	7m以下とすること。	建築物の高さ以下、かつ10m（建築物が無い場合は10m）以下とすること。	建築物の高さ以下、かつ7m（建築物が無い場合は7m）以下とすること。	10m以下とすること。	
	表示個数	1敷地当たり1個以下とすること。ただし、道路に2面以上接している場合は、それぞれの面に対し、1個以下とすること。（最大3個まで。）	1敷地当たり3個以下とすること。	1敷地当たり1個以下とすること。ただし、道路に2面以上接している場合は、それぞれの面に対し、1個以下とすること。この他、駐車場等の誘導表示については、一敷地当たり1個以下とすること。	1敷地当たり3個以下とすること。ただし、道路に2面以上接している場合は、それぞれの面に対し、3個以下とすること。		
	アーチ	1面当たりの表示面積	設置しないこと。	15㎡以下とすること。	30㎡以下とすること。	国道及び県道には設置しないこと。ただし、道路管理者が支障がないと認めたもので、表示内容が公共的なもの又は一時的に設けるものについては、この限りでない。	
		総表示面積					
		設置形態等の制限					

		第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域	第5種規制地域
電柱類、街灯柱その他これらに類するものを利用する広告物	袖付広告	広告物の大きさ	設置しないこと。	縦1.25m以下とすること。 横0.45m以下とすること。		
		突出幅		電柱類から1m以下とすること。		
		表示できる個数		1個までとすること。		
	塗装広告又は巻立広告	広告物の大きさ	設置しないこと。	縦1.8m以下とすること。 横0.5m以下とすること。		
		下端の高さ		地上から1.3m以上とすること。		
		柱一本当たりの表示面積		2面以下とすること。 ただし、塗装広告と巻立広告を同時に表示しないこと。		
	消火栓標識利用広告	広告物の大きさ	設置しないこと。	1面当たりの表示面積0.32㎡以下とすること。		
		突出幅		支柱から0.8m以下とすること。		
		柱一本当たりの表示面積		2面以下とすること。		
		表示できる個数		1個までとすること。		
	アドバルーン	気球の直径	設置しないこと。	3m以下とすること。		
		広告幕の幅		1.5m以下とすること。		
広告幕の長さ		15m以下とすること。				
地表面に対する傾斜角度		45度以上とすること。				
広告幕	広告物の大きさ	設置しないこと。	幅が1.5m以下、長さが15m以下（旗、のぼり及び横断幕にあつては、幅が1.2m以下、長さが10m以下）とすること。			
	設置位置		非常用の進入口又は避難器具が設置された窓その他の開口部（建築基準法施行令第126条の6第2号に規定する窓その他の開口部を含む。）をふさいで表示し、又は設置せず、かつ、道路にはみ出さないこと。			
立看板	広告物の大きさ	設置しないこと。	1面当たりの表示面積は2㎡以下とすること。			
貼り紙及び貼り札	広告物の大きさ	設置しないこと。	貼り紙及び貼り札（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取りつけられているものに限る。）表示面積は、貼り紙にあつては1㎡以下、貼り札にあつては0.5㎡以下とすること。			
鉄道車両及び自動車を利用する屋外広告物等	鉄道車両又は自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）別表第2に掲げる人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車を利用する屋外広告物等	1車体当たりの総表示面積が、車体の表面積（底部の面積を除く。）の10分の3以下とすること。ただし、条例第13条第1項第11号イに規定する自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するために表示し、又は設置する屋外広告物等はこの限りでない。				
	自動車（自動車登録規則別表第二に掲げる人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車及び広告宣伝自動車を除く。）を利用する屋外広告物等	1側面における総表示面積が1.8㎡以下で、かつ、後面における総表示面積が0.6㎡以下とすること。ただし、条例第13条第1項第11号イに規定する自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するために表示し、又は設置する屋外広告物等はこの限りでない。				
		前部又は上部には表示しないこと。ただし、条例第13条第1項第11号イに規定する自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するために表示し、又は設置する屋外広告物等はこの限りでない。				

別表第2号 【許可の有効期間】

屋外広告物等の種類		許可の有効期間の基準
広告板等		3年以内であること。
アーチ		3年以内であること。
電柱、街灯柱その他これらに類するものを利用する広告物		1年以内であること。
アドバルーン		1月以内であること。
広告幕（旗、のぼり）		1月以内であること。
立看板	木わくに紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙を貼り、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているもの	1月以内であること。
	その他の立看板	1年以内であること。
貼り紙		1月以内であること。
貼り札	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙を貼り、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの	1月以内であること。
	その他の貼り札	1年以内であること。
鉄道車両又は自動車を利用する広告物		1年以内であること。

別表第3 【適用除外の屋外広告物等及び基準】

1. 共通基準

		第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域	第5種規制地域
共通基準		地色に黒色又は原色を使用することにより、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。				
		蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用すること等により、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。				
		信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障のあるものでないこと。				
		表示面積の2分1以上の部分の彩度については、周辺環境や建築物と調和していること。				
	電光掲示板、液晶等による広告物の表示面積	設置しないこと。	1㎡以下とし、高さは1.5m以下とすること。			
	広告物を照らす照明	光源色に白色系を用い、点滅させないこと。	-	光源色に白色系を用い、点滅させないこと。	-	-

2. 条例第13条第1項第9号アに掲げる屋外広告物等

【自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する屋外広告物等】

		第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域	第5種規制地域
土地を管理するためのもの	数	5,000㎡につき1個までとすること。		3,000㎡につき1個までとすること。		
	表示面積	1個当たり2㎡以内とすること。		1個当たり3㎡以内とすること。		
物件を管理するためのもの	数	通常必要とする最小限の数とすること。				
	表示面積	1個当たり1㎡以内とすること。				

3. 条例第13条第1項第9号イに掲げる屋外広告物等

【公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する屋外広告物】

		第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域	第5種規制地域
表示できる面数	表示面の投影面積が2㎡以下のもの	2面以内とすること。				
	表示面の投影面積が2㎡を超えるのもの	2面以内とすること。				
1面当たりの表示面積	表示面の投影面積が2㎡以下のもの	表示面の投影面積の4分の1以下とすること。				
	表示面の投影面積が2㎡を超えるのもの	表示面の投影面積の20分の1以下とすること。				
総表示面積	表示面の投影面積が2㎡以下のもの	0.1㎡以下とすること。				
	表示面の投影面積が2㎡を超えるのもの	0.5㎡以下とすること。				

4. 条例第13条第1項第9号ウに掲げる屋外広告物等

【自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示し、又は設置する屋外広告物等】

		第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域	第5種規制地域
1敷地当たりの屋外広告物等の総表示面積		15㎡以下とすること。		20㎡以下とすること。		
建築物に表示し、又は設置するもの	壁面に表示し、又は設置するもの	総表示面積	1壁面につきその壁面面積（開口部を除く。）の10分の1以下で、かつ5㎡以下であること。特定屋内広告物の投影面積は、総表示面積に加算すること。	1壁面につきその壁面面積（開口部を含む。）の5分の1以下で、かつ5㎡（軒の高さが7mを超える建築物にあっては、10㎡）以下であること。	1壁面につきその壁面面積（開口部を除く。）の10分の1以下であること。特定屋内広告物の投影面積は、総表示面積に加算すること。	1壁面につきその壁面面積（開口部を含む。）の5分の1以下であること。
		開口部への設置	建物の窓、その他の開口部には設置しないこと。			
		突出幅	壁面の端から突き出さないこと。			
	壁面から突き出すもの	1面当たりの表示面積	3㎡以下とすること。		-	
地盤面からの上端の高さ		軒の高さ以下とすること。				
突出幅		壁面から1m以下とすること。道路等に、はみ出さないこと。				
表示回数		建築物等1棟につき1基とすること。		建築物等1棟につき1基とすること。ただし、道路に2面以上接している場合は、それぞれの面に対し1基までとすること。		
建築物に表示し、又は設置する屋外広告物等	屋上に表示し、又は設置するもの	1面当たりの表示面積	屋外広告物等の向いている面と平行な建築物の壁面の見附面積の5分の1以下で、かつ、5㎡以下とすること。			屋外広告物等の向いている面と平行な建築物の壁面の見附面積の5分の1以下とすること。
		地盤面からの上端の高さ	適用除外無し	軒の高さの3分の4以下で、かつ10m以下とすること。	適用除外無し	軒の高さの3分の5（軒の高さの3分の5の高さが地上から10mに満たない場合にあっては、地上から10m）以下で、かつ10m以下とすること。
	突出幅		壁面から突き出さないこと。		壁面から突き出さないこと。	

建築物から独立した 屋外広告物等	1面当たりの表示面積	3㎡以下とすること。		10㎡以下とすること。		
	総表示面積	-	-	15㎡以下とすること。	10㎡以下とすること。	
	地盤面からの上端の高さ	建物の高さ以下で、かつ7m以下とすること。				10m以下とすること。
	表示個数	1敷地当たり1個以下とすること。ただし、道路に2面以上接している場合は、それぞれの面に対し、1個以下とすること。	1敷地当たり3個以下とすること。	1敷地当たり1個以下とすること。ただし、道路に2面以上接している場合は、それぞれの面に対し、1個以下とすること。		1敷地当たり3個以下とすること。ただし、道路に2面以上接している場合は、それぞれの面に対し、3個以下とすること。

5. 条例第13条第1項第9号エに掲げる屋外広告物等

【工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する屋外広告物】

	第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域	第5種規制地域
表示	良好な景観の形成又は風致の向上に資するため周囲の景観に調和したものを描写した絵画その他の具象的な図柄であり、かつ、営利を目的としないものとする。				

6. 条例第13条第1項第9号オに掲げる屋外広告物等

【自治会その他の町又は字の区域その他一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が表示し、又は設置する揭示板、案内図板】

	第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域	第5種規制地域
表示面積	1面につき3㎡以下とすること。				
地盤面からの上端の高さ	4m以下とすること。				

7. 条例第13条第1項第11号イに掲げる屋外広告物等

【自己の氏名、名称等を鉄道車両及び自動車に表示する場合】

	第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域	第5種規制地域
1車両の1面の表示面積	10㎡以下とすること。				
1車両当たりの総表示面積	15㎡以下とすること。				

8. 条例第13条第2項第2号に掲げる屋外広告物等

【自己の氏名、名称等を鉄塔及びタンク等に表示する場合】

	第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域	第5種規制地域
1表示面積	投影面積の5分の1以下とすること。				
総表示面積	20㎡以下とすること。		40㎡以下とすること。		

9. 条例第13条第2項第3号に掲げる屋外広告物等

【自己の氏名、名称等以外をタンク等に表示する場合】

	第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域	第5種規制地域
表示	良好な景観の形成又は風致の向上に資するため周囲の景観に調和したものを描写した絵画その他の具象的な図柄であり、かつ、営利を目的としないものとする。				

別表第4（第17条第1項関係）【特定屋内広告物の表示の制限】

		第1種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域
特定屋内広告物	共通基準	周辺環境や建築物と調和すること。		
		地色に黒色又は原色（赤、青及び黄の色をいう。以下同じ。）を使用することにより、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。		
		蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用すること等により、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。		
	表示面積の2分の1以上の部分の彩度（日本工業規格Z8721に定める彩度をいう。）	6以下とすること。	8以下とすること。	6以下とすること。
	電光掲示板、液晶等による広告物の表示面積	設置しないこと。	1㎡以下とし、高さは1.5m以下とすること。	
	広告物を照らす照明	光源色に白色系を用い、点滅させないこと。		
広告物の種類	下記のいずれかの特定屋内広告物であること。 1) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する特定屋内広告物 2) 自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示し、又は設置する特定屋内広告物			
総表示面積	特定屋内広告物を開口部等の面に対して垂直に投影したときの面積が、1壁面につきその開口部等面積の合計の10分の1以下とすること。			

本別表の規定は、平成32年4月1日より施行します。

別表第5（第17条第2項関係）【特定屋内広告物の表示の制限】

		第2種規制地域	第5種規制地域
特定 屋内 広告 物	共通基準	地色に黒色又は原色（赤、青及び黄の色をいう。以下同じ。）を使用することにより、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。	
		蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用すること等により、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。	
	表示面積の2分の1以上の部分の彩度（日本工業規格Z8721に定める彩度をいう。）	10以下とすること。	
	電光掲示板、液晶等による広告物の表示面積	1㎡以下とし、高さは1.5m以下とすること。	
	広告物を照らす照明	光源色に白色系を用い、点滅させないこと。	
総表示面積	窓その他の開口部の5分の1以下とすること。		

本別表の規定は、平成32年4月1日より施行します。